

令和2年2月17日

事件番号：東京高等裁判所令和2年（ネ）第65号

事件名：損害賠償請求控訴事件

控訴人：千葉明 外2名

被控訴人：藤井将登

## 上 申 書

東京高等裁判所第8民事部DE係御中

被控訴人 藤井将登

令和元年12月10日付の本件控訴状（令和2年1月23日被控訴人に送達）には「控訴の趣旨」の記載はあるが、「控訴の理由」は「追って書面にて提出する」と記載されているだけで、控訴状としての要件を充足しておりません。令和2年1月23日に御庁に電話にてお尋ねいたしましたところ、「控訴理由書」の提出期限を1月31日とする旨、控訴人ら訴訟代理人山田義雄弁護士に伝えてあるとのお回答をいただきました。

しかし、同日を過ぎても被控訴人あてに「控訴理由書」は送付されませんでした。被控訴人はやむを得ず山田義雄、同雄太弁護士宛てに2月7日付内容証明郵便（別紙参照）にて2月15日を期限とする控訴理由送付要求書を送付しました。

同期限を経過したにもかかわらず何の連絡もありません。民事訴訟規則第182条によれば、「控訴の提起後50日以内に提出すべき」義務があるにもかかわらず、これを怠っているのです。

山田弁護士は第1審の公判中も常習的に書面の提出を遅らせてきた経緯があり、本件においても、2カ月以上も書面の提出を故意に遅らせて被控訴人の答弁書提出の機会を失わせようとしており、被控訴人は納得できません。

つきましては、御庁から控訴人ら代理人の山田義雄・雄太両弁護士に対し速やかに「控訴理由書」を提出するよう厳しく命じていただくよう上申いたします。

以 上